

## 1号様式(第6条関係)

## 審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	多目的広場使用料減免申請		
根拠法令及び条項	那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例 第9条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例 第9条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成24年12月28日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(使用しようとする日の属する月の1月前より受付可) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成24年12月28日 (条例施行規則制定日)	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境部 クリーン推進課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例 第9条

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 本市が主催する行事に使用する場合

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち市内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が教育目的で使用する場合又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する市内の児童福祉施設が児童福祉活動の目的で使用する場合

(3) 本市が共催する行事に使用する場合

(4) 市内の公共的団体のうち市長が認めるものが本来の活動目的で使用する場合

(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は知的障害者(児童相談所若しくは知的障害者更正相談所の長又は精神科医により知的障害者と認定された者をいう。)が入所し、又は通所している市内の福祉施設等の団体が障害者福祉活動の目的で使用する場合

(6) 市内の老人会その他の団体のうち、その構成員の半数以上が65歳以上であるものが使用する場合

(7) その他市長が特に必要と認める場合